

(平成26年12月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 近畿（京都）国民年金 事案 6821

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、結婚した昭和48年5月頃に夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始した。

申立期間の国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶は無いが、昭和50年3月に転居するまでの期間の保険料は、集金人にその都度3か月分を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月28日にA県B市C区において、夫婦連番で払い出されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、この頃に行われたものと考えられ、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能である。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和48年4月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間を除き未納無く保険料を納付していることから、申立人が、3か月と短期間である申立期間の保険料を未納のままにしておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 12 月 25 日は 29 万 2,000 円、19 年 8 月 20 日は 32 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 25 日  
② 平成 19 年 8 月 20 日

年金事務所からの照会文書により、A 社（現在は、B 社）において、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間は、A 社の C 工場において D 職として賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社が申立期間当時、社会保険手続の事務を委託していた社会保険労務士から提出された賞与一覧表及び E 銀行 F 支店から提出された預金取引明細表により、申立人は、A 社から申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与一覧表で確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 12 月 25 日は 29 万 2,000 円、19 年 8 月 20 日は 32 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 25 日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）において、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社のC工場においてD業務及びE職として賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が申立期間当時、社会保険手続の事務を委託していた社会保険労務士から提出された賞与一覧表及び申立人から提出された普通預金通帳の写しにより、申立人は、同社から申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与一覧表で確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、15万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15170

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年2月1日まで

昭和60年10月1日付けでA社にB職として就職したが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の資格取得日は61年2月1日となっている。

申立期間を含むしばらくの間は嘱託（A社の臨時社員）であったが、当該期間も社員と同様の勤務時間及び勤務内容であった。また、私と同様に嘱託として採用された後に正規社員となった同僚には、このような未加入期間は無い。

申立期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員勤務記録票及び雇入通知書から、申立人は、臨時社員として同社のC業務部に昭和60年10月1日から継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の社員勤務記録票及び雇入通知書によると、A社と申立人との雇用契約は、当初、3か月ごとに更新されているが、オンライン記録によると、申立人は、2回目の雇用契約期間の途中である昭和61年2月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、同社は、「人事記録の記載内容から、申立人は、申立期間も記録の有る期間と同じ労働条件で勤務していたものと思われる。」旨回答している。

さらに、A社に対して、昭和56年4月から63年3月末までの期間に臨時社員として採用したB職の雇入日を照会したところ、雇用期間が2か月未満の者及び申立人を除く全員について、同社から回答を得た雇入日が、それぞれの厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月のオンライン記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているが、事業主が保存している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日が昭和61年2月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る60年10月から61年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月21日から同年6月5日まで

私は、A社に昭和39年4月から42年7月まで勤務していたが、同社C工場から同社B工場に転勤した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、当該期間も被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社内報及び辞令並びに同社及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年5月21日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15172

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成19年7月18日は9万8,000円、同年12月17日及び20年7月16日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和38年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：①平成19年7月18日  
②平成19年12月17日  
③平成20年7月16日

A社にパート従業員として勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚は、「支給方法は、銀行振込みと現金を手渡して支給する二つの方法があり、振込みにより支給された賞与からは、厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と陳述しているところ、B銀行から提出された申立人に係る普通預金元帳により、申立期間①、②及び③において、同社から申立人に賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人と同様にパート従業員であった同僚は、オンライン記録において申立期間①に係る賞与記録が確認できる上、同僚から提出された申立期間②及び③に係る賞与明細書において、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与振込額から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月18日は9万8,000円、



同年12月17日及び20年7月16日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からも回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15173

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B組織が事業を承継）における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

A社に昭和49年4月1日から50年3月31日までC職として勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間も被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された離職証明書及びB組織の回答により、申立人は、A社に昭和50年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、B組織は、「当時の賃金台帳等の厚生年金保険料控除について確認できる資料は保管していないが、申立人は、申立期間も継続して勤務していたことから、申立人の給与から申立期間の保険料を控除したと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B組織は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出た

ため、申立期間に係る厚生年金保険料は納付していないと考えられる。」と回答している上、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和 50 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を61万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月20日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）並びに複数の従業員から提出された申立期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料において確認できる厚生年金保険料額から、61万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成21年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月から同年10月までは20万円、同年11月は24万円、同年12月は20万円、22年1月から同年4月までは24万円、同年5月から同年7月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月1日から22年9月1日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額となっている。当該期間の給料明細を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成21年2月から22年7月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細、雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）及び平成22年分給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる報酬月額若しくは厚生年金保険料控除額から、平成21年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は28万円、同年6

月及び同年7月は24万円、同年8月から同年10月までは20万円、同年11月は24万円、同年12月は20万円、22年1月から同年4月までは24万円、同年5月から同年7月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、前述の給料明細及び離職票において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料明細及び離職票において確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成22年8月の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれの額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 15176

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月20日から同年8月1日まで  
年金事務所から、元同僚の年金記録が訂正された旨の案内があった。私は、申立期間当時、A社から同社のB業務部門として設立されたC社に転籍し、継続して勤務していたので被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びC社並びに当時のA社の社会保険事務担当者の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同社又はC社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が同時期にA社からC社に転籍したと記憶する元上司から提出された給与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月及び同年3月

私は、平成10年2月に、勤めていた会社を退職したので、すぐに、A県B市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間のうち、平成10年2月の国民年金保険料は、B市内の実家の近くの郵便局で、同年3月の保険料は、当時、就職活動のために滞在していたC県D市内の郵便局で、いずれも加入後に自宅に届いた納付書を用いて納付した。

申立期間の国民年金保険料を間違いなく納付したので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年2月にB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付したとしているが、申立人に係る同市の国民年金被保険者カード及び申立期間後に転居したE県F市の国民年金被保険者名簿（CSV）には、申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す記録は見当たらない。

また、申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号制度導入後の期間であり、事務処理はオンライン化され、電子計算機による納付書の作成、領収済通知書のOCR（光学式文字読取装置）による読取入力等、保険料収納に係る事務処理の機械化が促進されていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 近畿（京都）国民年金 事案 6823

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から55年4月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が、昭和53年8月に国民年金に任意加入して集金人に保険料を2、3回納付した頃に、集金人に、「娘さんがいるなら、国民年金に加入しないといけない。」と言われたのがきっかけで、自分の保険料と一緒に自宅に来る集金人に納付してくれていた。

私は、申立期間当時に母から、「二人分、入っているから渡しておいて。」と言われて、現金の入った封筒を私が集金人に渡したことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料について、母の保険料と一緒に納付しているはずなので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年6月に払い出されており、申立人に係る国民年金の加入手続は、この頃に行われたものと推認され、この場合、申立期間当時において申立人は国民年金に未加入であり、申立人の母が集金人に申立人に係る国民年金保険料を納付することはできず、このことと申立内容は符合しない。

また、前述の国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、一部は時効により国民年金保険料を納付することはできず、遡って保険料を過年度納付することが可能な期間もあるが、申立人の母は、保険料を遡って納付したことは無いとしている上、A県B市は、集金人が過年度保険料を領収することは無かったとしている。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続に関与していない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、当時の状況についてよく覚えていないとしており、申立期間当時における申立人の国民年金

の加入及び保険料納付について具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して上記とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から50年11月まで

昭和45年8月頃、母が、A県B市において私の国民年金の加入手続きを行い、地区の集金人に私の国民年金保険料を両親の分と一緒に納付してくれていたと思う。

その後、私は、結婚のため昭和48年1月にC県D市に転居し、同年2月に同市役所に婚姻届を提出した際、国民年金の住所変更手続きも行い、以後、郵送されてきた国民年金保険料の納付書を用いて、私たち夫婦二人分の保険料と一緒に納付していた。

ところが、年金記録では、B市及びD市において納付した申立期間の国民年金保険料が未納とされているので、記録が漏れていないか、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に払い出されており、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日及び申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に記された国民年金手帳発行日からすると、申立人に係る国民年金の加入手続きは、50年12月頃に行われたものと推認され、このことと、45年8月頃に、B市において、申立人の母が申立人に係る国民年金の加入手続きを行ったとする申立ては符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、前述の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号の払出しが必要となるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより旧姓を含む各種の氏名検索を行うとともに、昭和45年7月から47年12月までの住

所地（B市）を管轄するE社会保険事務所（当時）及び48年1月から51年1月までの住所地（D市）を管轄するF社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、婚姻前のB市における国民年金保険料の納付には非関与である上、当該納付を行ったとする申立人の母は、「夫婦の保険料は地区のG組織に納付していたが、娘（申立人）の保険料納付についてはよく覚えていない。」と陳述しており、申立人の申立期間の保険料納付に係る具体的な事情は確認することができない。

加えて、前述の国民年金加入手続時点（昭和50年12月）において、申立期間の国民年金保険料は、第2回特例納付（附則18条）、過年度納付及び現年度納付により納付することが可能だったと考えられるが、申立人は、「婚姻後の保険料は納付書により定期的に納付した。」としており、遡ってまとめて納付したとする具体的な陳述は無い上、申立人に係る特殊台帳及びD市の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間の保険料が納付された事跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15177

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 25 日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）において、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社のC工場において、D業務及びE業務に従事し、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていた旨主張している。

しかしながら、B社は、申立人の申立期間に係る賞与については、当時の資料が無いことから不明と回答しているところ、申立期間当時、同社の社会保険事務手続を委託していた社会保険労務士から提出された申立期間に係る賞与一覧表には申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人から提出された普通預金通帳の写しには、前述の賞与一覧表で確認できる申立期間の賞与支給日である平成 18 年 12 月 25 日に入金が見当たらないことから、申立期間において、A社から申立人に賞与が支払われたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15178

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 10 日から 38 年 2 月 23 日まで  
年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

私は、A社を結婚のために退職したが、同社退職後に脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年4月11日に、申立人の脱退手当金が支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 近畿（滋賀）厚生年金 事案 15179

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 6 月頃までの期間、A社においてB職として勤務した。社会保険については途中で加入を断ったが、申立期間については、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、入社日は特定できないものの、同社の厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和 43 年 3 月 1 日より前から勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は災害により消失したため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在の判明した者に照会したところ、回答者のうち複数の者は、「入社後すぐに社会保険には加入していない。同保険に加入するまでの期間の保険料については控除されていなかった。」と陳述している。

さらに、前述の回答者のうち複数の者が、当時一緒に勤務していたと陳述している複数の同僚について、A社に係る被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録を確認できないことなどから判断すると、同社では、当該期間当時、全ての従業員について、必ずしも勤務期間の全てにおいて、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。